

設楽町令和8年度

# 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

## 定期接種

### ①接種日に65歳の方

65歳の誕生日～66歳の誕生日前々日まで

S36年4～9月生まれの方には個別通知を郵送しました。10～3月生まれの方へは9月末ごろに郵送の予定です。

### ②接種日に60～64歳で重篤な慢性疾患があり、日常生活がほとんど不可能な方

## 任意接種

### ③接種日に66歳以上の方

接種を希望する方はしたら保健福祉センターへお電話を！！

接種期間 令和8年4月1日～

助成額 5,920円 定期・任意同額です。ただし生涯に1回のみ。

※生活保護受給者は全額補助（受給者証の写しが必要です）

## 委託医療機関

設楽町	伊藤内科	62-0558	新城市	静巖堂医院	0536-35-0022
	月新堂医院	62-0026		宮本医院	0536-35-0811
	つぐ診療所	83-3001			

※上記以外の医療機関で受ける時はしたら保健福祉センターにお電話を！！

① 愛知県内の広域予防接種協力医療機関：広域予防接種連絡票と予診票を交付します。

② ①以外と愛知県外の医療機関：予診票と請求書をお渡しします。

接種費用を全額支払ったあと、上記の助成額分を保健センターに請求していただきます。

## その他

- 委託医療機関では接種料金と助成額の差額（5,800円）をお支払いください。

【問い合わせ先 したら保健福祉センター予防接種担当 電話（0536）62-0901】

裏面もご覧ください

**肺炎球菌**は主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、肺血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎は死亡原因の第5位です。成人の肺炎のうち、約2～3割は肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。

### ・肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「沈降20価肺炎球菌ワクチン（PSV20）」はそのうちの20種類の血清型を対象としたワクチンです。この23価ワクチン以外は、定期接種の対象になりません。（令和8年度から定期接種に使用するワクチンが変わりました。）

※過去に肺炎球菌ワクチンを受けた人は費用助成の対象にはなりません。

### ・副反応

接種部位の痛み、腫れ、発赤、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛など、気になる症状がある時は医師にご相談ください。

◎ 予防接種健康被害救済制度があります（定期と任意では補償内容に違いがあります。）

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

詳しくは設楽町ホームページをご覧ください。

